

財政・社会保障の持続可能性に関する  
「経済分析ワーキング・グループ」運営要領（案）

財政・社会保障の持続可能性に関する「経済分析ワーキング・グループ」の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 経済分析WG主査は、必要に応じ、外部有識者その他関係者の出席を求めることができる。
2. 会議は原則として非公開とする。
3. WGの配付資料、議事録は、原則として公表する。ただし、主査が特に必要と認めるときは、配付資料及び議事録の全部または一部を公表しないものとすることができる。
4. この運営要領に定めるもののほか、WGの運営に関する事項その他必要な事項は、主査がWGに諮り、定める。

（以上）